

総務政策委員会記録

開会年月日	令和4年7月4日
開会時刻	午前9時58分
閉会時刻	午前10時58分
出席委員名	◎品川幸久 ○福井輝夫 大西要一 鈴木豊司
	吉井詩子 岡田善行 西山則夫
	世古 明 議長
欠席委員名	なし
署名者	大西要一 鈴木豊司
担当書記	奥野進司
審査案件	令和4年 請願第1号 国に消費税インボイス制度の実施中止を要請することを求める請願
	議案第62号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第3号） （総務政策委員会関係分）
	議案第64号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について
	議案第65号 伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正について
	議案第66号 伊勢市市税条例等の一部改正について
	議案第76号 第3次伊勢市総合計画中期基本計画の策定にいて
	継続調査案件 自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する事項 ・デジタル活用推進の取組状況について
	その他 KDDIの通信障害に伴う影響について
説明員	情報戦略局長、情報戦略局次長、企画調整課長、財政課長
	総務部長、総務部参事、職員課長、環境生活部長、環境生活部参事
	戸籍住民課長、消防長、消防次長、消防課長
	その他関係参与

審査経過

品川委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に大西委員、鈴木委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、6月20日の本会議において審査付託を受けた「令和4年請願第1号 国に消費税インボイス制度の実施中止を要請することを求める請願」及び6月27日の本会議において審査付託を受けた「議案第62号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）中、総務政策委員会関係分」外4件の議案を審査し、請願第1号については賛成者なしで不採択にすべしと決定、その他5件の議案については全会一致をもっていずれも原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定した。

続いて、継続調査となっている「自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する事項」を議題とし、当局から報告を受け、質疑の後、引き続き調査を行うことを決定した。

最後に委員長から「KDDIの通信障害に伴う影響について」の報告を求め、消防本部から報告を受け、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時58分

◎品川幸久委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、大西委員、鈴木委員の御両名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る6月20日及び27日の本会議におきまして総務政策委員会に審査付託を受けました6件と、継続調査案件の「自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する事項」であります。

案件名については審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。

審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【令和4年請願第1号 国に消費税インボイス制度の実施中止を要請することを求める請願】

◎品川幸久委員長

それでは、審議の都合上、最初に「令和4年請願第1号 国に消費税インボイス制度の

実施中止を要請することを求める請願」を御審査願います。

本日は、参考人として、請願第1号の提出者である伊勢生活と健康を守る会の富田川覚さんの御出席をいただいております。

委員会を代表いたしまして、請願提出者に一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中にも関わらず、御出席いただきまして本当にありがとうございます。

委員会を代表しましてお礼を申し上げますとともに、請願趣旨の説明と質疑の対応をよろしく願いいたします。

請願の審査については、最初に請願提出者から5分以内で請願趣旨の説明をいただいた後、委員の皆さんから請願提出者に対して質疑を行うこととしております。

それでは、請願提出者の富田川さんから、請願第1号についての説明をお願いいたします。

請願提出者。

●富田川覚請願人

私、伊勢生活と健康を守る会の富田川覚と申します。どうぞよろしく願いいたします。早速ですが、請願の趣旨につき意見を申し述べます。

まず、請願項目を読ませていただきます。

一つ、国に消費税インボイス制度の実施中止を要請すること。

来年の10月、消費税インボイス制度実施が予定されています。しかし、様々な業界団体の皆様から、国に実施中止を求める要請書が届けられています。また、地方議会でも意見書が採択されております。

さて、インボイス制度の概要ですが、適格請求書保存方式と呼ばれています。消費税が10%と8%の複数税率となったために、これから発行する請求書、領収書には、税率を区分する8%分として、あるいは10%分として区分けする、そういうものでなければ、仕入れ税額控除ができなくなるというものです。

そしてこの適格請求書の発行は、税務署に届け出て、消費税課税業者として登録しなければなりません。ざっくり申しますと、今まで売上げ1,000万円未満の免税業者であった方が、今後は課税業者になる。そのことを迫られるというものです。

どのような方々が影響を受けるか。売上げ1,000万円未満の免税業者、国内で500万事業者。また、フリーランスやヤクルトレディ、シルバー人材センターの会員さんも影響を受けます。それらの方で500万人と言われてます。合わせると1,000万人。伊勢市においても相当数の市民の事業者の方々が深刻な影響を受けます。

現在、免税業者の方が新たに課税業者になることにより、どのくらいの税負担が増えるか。政府の試算によりますと、1業者当たり平均で15万4,000円と試算されております。

倒産や廃業など、大変な被害を受けるのは明らかではないでしょうか。

最後に、消費税を預かっているのに、納税しないのはけしからんという議論について申し述べます。

消費税法には、「消費税を預かること」という規定はありません。

消費税は価格に付随しているのだから、預り金のように見えますが預り金ではありません。

消費税は、商取引において売上げや仕入価格の一部として取り扱われています。そのた

め、実際の商取引においては、消費税を含めた価格で交渉されています。益税という経済的利得はありません。小零細事業者に過大な事務負担と税負担を強いる消費税インボイス制度の実施中止を国に要請することを切にお願い申し上げます。

先生方の御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長

ありがとうございました。

ただいま請願提出者から御説明をいただきましたが、委員の皆さんから請願提出者にお聞きしたいことはございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

請願人におかれましては、今日わざわざ御足労いただきました上に説明いただきました。

また、先だつては資料のほうも頂戴しております。御礼を申し上げたいというふうに思います。

これから少し質問させてもらうんですが、分かっただけで結構ですので教えてほしいと思います。

今回、請願の対象となっておりますのが、先ほど説明がありましたように、課税売上高1,000万円以下の免税業者さんが対象になるかというふうに思うんですが、先ほどの説明では、国内で免税事業者さんが500万者でしたか、そういう説明であったかと思うんですが、市内ではどの程度の免税事業者さんが見えるのか。

また、その中で本当に困ってみえる方がどの程度見えるのか、その辺つかんでおられれば教えていただけないでしょうか。

◎品川幸久委員長

請願提出者。

●富田川覚請願人

ありがとうございます。

市内で何人おるかということは、私どもはちょっとつかんでおりません。

困っているか、困っていないかということなんですが、それは困っていると思います。

それは現在、課税業者の方で、消費税の滞納をされてる方がたくさん、大勢いらっしゃいます。ですから、その方々は売上げ1,000万円を超える事業者の皆さんですから、その方々でさえ滞納してる方が多くいらっしゃいますので、免税業者である1,000万円未満の方が、さらに今後、課税されて、滞納されるということは、予想がつくというふうに思います。以上です。

◎品川幸久委員長。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

もう1点、請願書の中に「インボイス制度に対応できる状況ではありません」ということで記載をされておるんですが、現実の問題としてどのような状況なのか、その辺御説明いただけないですか。

◎品川幸久委員長

請願提出者。

●富田川覚請願人

先ほどもお話ししてもらいましたが、消費税については、商取引の中では価格の一部として、商取引の中では扱われますので、簡単な話、商取引で「これいくらや」と、「いや、もうちょっとまけよや」って話の中で、「じゃあ、税金分はまけとけ」とかいうふうになるわけですね。

ですから、消費税の分を、消費税の税金を、本来、その業者が価格に転嫁したいんですが、十分それができない。だから自分で飲み込んでしまうということがあろうかと思えます。消費税はそもそも小零細業者にとって、身銭を切らされる税金であると思えますので、その下で多くの方が苦しんでいるというふうに思っております。以上です。

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、請願提出者に対しての質疑は終わります。

ただいま、請願提出者から説明いただいた請願趣旨については、審査に反映してまいりたいと思います。

以上で請願提出者は御退席を願いたいと思います。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

◎品川幸久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

令和4年請願第1号については、いかが取扱いをいたしますか。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

私は、今回の請願につきましては賛成をいたしかねますので、採決でもってお願いしたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎品川幸久委員長

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時11分

◎品川幸久委員長

休憩を閉じ会議を開きます。

ただいまより自由討議に入ります。

御発言はありませんか。

岡田委員。

○岡田善行委員

すみません。それでは自由討議に参加させていただきたいと思います。

請願人の方、ありがとうございます。

また、先ほどの請願人の話の中でインボイスの発行を行っていない事業者が取引相手であった場合には、仕入れ税額控除を受けられないので、納税額が増えることになり、その結果、利益率が悪化したり資金繰りが困難になったりするおそれがあること、懸念はされると思います。

また、免税事業者がインボイス制度に登録せず事業の継続がしにくくなる、そういう可能性もあるとは思っております。

中小零細企業がインボイスによって税の支払い義務ができ、経営を圧迫するということは分かりますが、こちら例えば農業とか漁業とか林業さん、これ農協特例とかいろいろございます。

また、こちらのほうはちゃんとした手続をすれば、免除ということもなっております。

シルバーさんもよく分かるんですが、一般企業になりますので、こちらは個別対応でやらなければならないかと思っております。

これやはり消費税を納める義務がない事業者、免税事業者さんが問題となっておりますが、免税事業者は我々から受け取った消費税が、現在、業者の利益となっております。これを益税と言いますけども。消費税を払っている事業者がいる一方で、払っていない事業者もいます。これでは税の公平性が担保されていると言えるのか、ちょっと疑問と思っております。税の公平性を考えると、益税をなくすことができるインボイスは致し方ないことではないかと考えております。

また、仕入れ税額控除の計算根拠となるように、請求書には消費税率、消費税額の表示が必要となるので、仕入れ税額控除の不正やミスを防ぐこともできます。

消費税も10%に増税され、今後のさらなる引上げも考える中、インボイス方式の導入による税の公平性の確保は必要であると考えます。

私の考えは以上でございますが、皆様の忌憚の意見があれば、またお聞かせください。よろしく願いいたします。以上です。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

私もインボイスについては、様々課題もあることは承知をしております。

今回の請願なんですけど、いただいた資料の中でも、日本商工会議所さん、全国建設労働組合総連合さん、日本税理士会連合会、全国青年振興会総連合さん、様々なそういう会のほうから、懸念や導入時期の延期などを表明していますとあります。延期なども表明されているところもありますので、市議会として、様々課題に対して改善される点を考えていくというのは大事だと思いますが、この中止ということにはちょっと賛成しかねるなというふうに考えております。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

続いて、本件の討論を行います。討論はございませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それでは、「請願第1号 国に消費税インボイス制度の実施中止を要請することを求め請願」につきまして、不採択とすべしの立場から意見を申し上げたいというふうに思います。

私ども会派勢風会では、税理士にお越しをいただきまして、消費税インボイスにつきまして少し勉強をさせていただきました。

この制度は、平成30年度の税制改正の時点ですでに導入することが決められておりました。そして、平成元年10月1日からの消費税8%から10%の引上げに併せ、飲食料品店等につきましては、8%の軽減税率が導入され、複数の消費税率となったことから、税率ごとの消費税額を正確に伝える必要が生じてまいりました。

しかしながら、10月1日の複数税率のスタートと同時にインボイス制度を開始しますと、混乱を生じかねないおそれがあるということから、インボイス制度の導入につきましては、

4年後の令和5年10月1日からとされたものであります。

制度上、消費税額控除を受けるためには、課税事業者の登録を受けた適格請求書発行事業者が発行します適格請求書、いわゆるインボイス等の保存が控除の必須要件となっております。令和3年10月1日からは、適格請求書発行事業者の登録申請が始まっております。

今、様々な団体では、インボイス制度の説明会を開催していただいたり、また多くの事業者は、既に登録申請を行っている状況にあるとお伺いいたしております。

一方、前々年あるいは前々年度の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、消費税を納める義務が免除されます免税業者となりますが、この免税業者でありましても、仕入れ税額控除を受けるためには、課税事業者となる登録を受ける必要がございます。

今現在、私どもが免税業者から物品を購入する際には、消費税分を含め支払っておりますが、その消費税分は国に納付することなく、免税業者の利益となっており、いくら制度といえ、私個人的には腑に落ちない部分がございます。

そのような経緯の中で、インボイス制度を煩雑思われる業者さんもお見えになろうかと思うんですが、私はインボイス制度が制度として存在する以上、これを適正に運営していただき、公平、公正な税負担の確立をお願いしたいとの思いから、請願第1号は不採択とすべしとの提案をさせていただくものであります。

委員の皆さん方におかれましては、ぜひとも御理解の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

◎品川幸久委員長

他にございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

他にないので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「令和4年請願第1号 国に消費税インボイス制度の実施中止を要請することを求める請願」について、採択すべしと決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎品川幸久委員長

起立なしであります。

よって、「令和4年請願第1号」は不採択にすべしと決定をいたしました。

【議案第62号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）（総務政策委員会関係分）】

◎品川幸久委員長

次に、それでは、「議案第62号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）中、総務政策委員会関係分」の審査を願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の10ページをお開きください。

款 2 総務費を審査願います。御発言はありませんか。
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

戸籍住民システム管理経費でございますが、今回、僅か3か月数で当初予算の30%に当たります大きな補正となっております。これは何かなあというふうに思っておったんですが、せんだって副市長から、国における戸籍事務のネットワーク化に対応するためとの補足説明がございました。そこで、国における戸籍事務のネットワーク化とは何なのか、その内容につきまして少し説明いただけないでしょうか。

◎品川幸久委員長

戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

国が新たに構築する戸籍情報連携システムというのが、令和5年度中に運用開始予定となっております。このシステムと市の戸籍システムを連携するために、今回システムの改修を行わせていただきます。国の戸籍情報連携システムの運用が開始されますと、戸籍の届出の際に必要な戸籍の謄抄本の添付が不要になったり、あるいは自らや父母等の戸籍を本籍地以外の市区町村で取得が可能になったりというふうな連携がスタートすることになります。そのための改修の経費をお願いさせていただいたものでございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。

それでなぜ今回これ、補正対応なのか。国がすることですので、当初のほうから予定で、できなかったのか、その辺の事情はいかがですか。

◎品川幸久委員長

戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

今回のシステム改修につきましては、想定はしておりましたが、法務省のほうから、改修に要する詳細な情報提供がなされたのが、令和4年3月に入ってからであること。また、示されました国の補助金を活用して今回改修をさせていただきたいことから、補正をお願いさせていただいたものでございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今、補助金の話が出たんですけど、聞こうかなと思っていたんですけど、今回補正に歳入のほうでは一切上がってないんですけど、それはどういうことなんですかね。

補助はあるんですか、これは。

◎品川幸久委員長

戸籍住民課長。

●丸山戸籍住民課長

国庫補助金ということで、入のほうも計上させていただいております。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

どこですか。

◎品川幸久委員長

財政課長。

●太田財政課長

9ページのほうを御覧いただきたいと思います。

○鈴木豊司委員

分かりました。ありがとうございます。

●太田財政課長

よろしいですか。

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、款2総務費の審査を終わります。

次に、18ページをお開きください。

款10消防費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

今回、この常備消防整備推進事業でドローンを購入するとの説明がありましたが、この内容の詳細、それと導入の効果などについて説明願います。

◎品川幸久委員長

消防課長。

●山下消防課長

まず、ドローンの補正予算計上の理由といたしまして、ドローンを活用すれば、上空から俯瞰的に状況を把握することができ、必要な場所へ消防隊の集中投入が可能となり、効果的な消防活動が実施できます。

特に、令和3年7月に静岡県熱海市で発生いたしました土石流災害では、俯瞰的な視点から災害状況を把握することにより、迅速、確実な部隊運用につながり、その有効性を改めて認識したところでございます。

今回、6月の補正予算に計上いたしました理由といたしまして、まず、人員用の理由として、ドローンを1基飛行させるのに数名の職員が必要となり、現場対応の職員では運用が困難な状況でしたが、本部職員も運用することで運用できる体制を整備いたしました。

財政上の理由といたしまして、令和4年3月31日に総務省消防庁により通知が発出され、新たに災害対応ドローンの整備事業が、緊急防災・災害事業債の対象となり、財政面においても、負担軽減となりました。

最後に、機体の導入については、現在、世界規模で半導体が不足する中、ドローンについても、導入の遅延、導入困難が予想される状況になっており、機体が流通している今のうちに導入する必要があると考えております。

以上の点から、今回、補正予算をお願いするところでございます。以上でございます。

◎品川幸久委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

この中で、ドローンの機体がいくらで、あと研修のために幾らとか、そういう内容についても教えていただきたいんですが。

◎品川幸久委員長

消防課長。

●山下消防課長

委員の質問ですが、備品購入費、機体本体1基の購入費、あとその情報を通信いたします通信機器、タブレット、あと講習費用といたしまして約376万円を計上しております。以上でございます。

◎品川幸久委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

はい、分かりました。この財源のほうは、緊防債と言われとるのを使われる、有利な財源を利用するという事でお聞きいたしました。

三重県内の消防本部で、令和4年度で桑名市さんが導入すると聞いております。今現在、6月2日現在の調査では、ほとんどの消防本部さんが導入をしていて、伊勢市の消防本部とあと二つぐらいの消防本部が導入していないということで、少し遅れ気味なのかなと思うんですが、これは有利な財源を待っていたために遅れていたのかということでしょうか。

◎品川幸久委員長
消防課長。

●山下消防課長

現状におきまして、令和4年4月、県下の消防本部、ドローンの導入状況につきましては53.3%でございます。

今回、補正に上げさせていただきましたのは、委員仰せのとおり、令和4年3月に緊急防災・災害事業債の対象となり財政面においても負担経験となったことが大きな理由の一つでございます。

◎品川幸久委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

私は6月2日の調査をちょっとお聞きしたんですけども、そこでは53%ということは、ないかと思うんですが、その辺のまた調査はどうなってますでしょうか。

◎品川幸久委員長
消防課長。

●山下消防課長

4月の時点での導入率について調べましたが、53.3%ございました。

今後導入する消防本部もあるかと思っておりますので、今後県下の状況についても調べて、研究していきたいと考えております。

◎品川幸久委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

ちょっとまた調べていただきたいと思います。

そこで、先ほどドローンの機体が370万円、それぞれタブレットなど入れてということなんです、この研修についてはどのようになってますでしょうか。

◎品川幸久委員長

消防課長。

●山下消防課長

講習につきましては、住宅密集地でドローンを飛行させるための航空局への無人航空機飛行許可申請が行える条件である総飛行時間10時間を受講します。さらに、モニター越しに操縦ができる目視外飛行の講習も受講しますので、計3日間の受講を予定しております。

◎品川幸久委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

この370何万円という高価なものを操縦というか、操作するというので、やはりこれは災害時に慣れてない人が操作したら、本当にやっぱり操作もしにくいことがあると思います。

実際に導入をしても、眠っているんだという自治体もあるというふうに聞きますので、この研修については、かなり力を入れていただかなければならないのかなと思います。松阪市では、夜間実習、山岳操作実習、また、物件投下実習など、5日間かけて実際の現場を想定したような実習をしたと聞いておりますが、その辺の他市の実習についての研究はなされておりますでしょうか。

◎品川幸久委員長

消防課長。

●山下消防課長

委員仰せになりました松阪地区広域消防組合消防本部では、3日間の講習のほかに追加講習といたしまして、夜間飛行や消防活動に特化した講習を含め、計5日間の受講を実施しているというふうに伺っております。

当消防本部におきましては、まず3日間の講習を受講し、ドローンの操縦について定期的に取り扱い訓練を実施し、安全飛行ができる体制を構築し、運行については、情報収集に特化した運用を行い、段階的に夜間飛行や捜索について、また、追加講習の必要についても今後研究をしていきたいと考えております。

◎品川幸久委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

はい、分かりました。この研修ということ、訓練ということをお願いしたいと思います。

最初の説明でも上空から俯瞰することによるいろいろなメリットがあるとお聞きしたんですが、他の部署、上下水道部だとその水環境とか、また都市整備部では、橋のいろんな長寿命化に関しての調査などでも使える、いろんな面で使えると思うんですが、その辺、全庁的にその専門的な人材を育成していくのか、この予算からちょっと外れるかもしれませんが、あとそういう外部の人に頼むのか、その辺のお考えはいかがでしょうか。

◎品川幸久委員長

職員課長。

●上田職員課長

委員仰せのとおり消防活動以外にも様々な場面でのドローンの活用というのは、必要であると思いますので、今後その分研究していく必要もあると思います。

職員の研修ということですが、まずは消防職員の研修の状況を見ながら、実際に消防職員以外にも必要だという状況になった場合には、実施していくべきということを考えております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

必要になった場合であればってことなんですけど、もうこれ、既にドローンの特区とか始まったのは大分前からこれは全国的にもされてますので、これは必要であると思いますので、これは研究、検討をすべきだと思います。以上です。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

財政課長。

●太田財政課長

すみません。先ほどの消防のほうからの財源の説明の中で、緊急防災・災害事業ということで答弁をしたんですが、正しくは緊急防災・減災事業ですので、ここで訂正というか、改めて御紹介をさせていただきます。以上でございます。

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

他に御発言もないようですので、款10消防費の審査を終わります。
以上で歳出の審査を終わります。
次に、8ページにお戻りください。
歳入の審査を一括でお願いします。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。
次に、1ページにお戻りください。
条文の審査を一括でお願いいたします。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。
以上で、議案第62号中、総務政策委員会関係分の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第62号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）中、総務政策委員会関係分」について、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第64号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、条例等議案書の17ページをお開きください。

17ページから22ページの「議案第64号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第64号の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第64号 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第65号 伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、23ページをお開きください。

23ページから28ページの「議案第65号 伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第65号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第65号 伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【議案第66号 伊勢市市税条例等の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、29ページをお開きください。

29ページから47ページの「議案第66号 伊勢市市税条例等の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で議案第66号の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第66号 伊勢市市税条例等の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。
説明員入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時37分

◎品川幸久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

【議案第76号 第3次伊勢市総合計画中期基本計画の策定について】

◎品川幸久委員長

次に、議案第76号の議案書を願ひいたします。

「議案第76号 第3次伊勢市総合計画中期基本計画の策定について」を御審査願ひます。
御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すみません。

今回の提案ですが、この指標と下位計画の一覧につきましては、議決非対象ということで分離をされております。それらにつきましては、議決対象ではありませんが、基本計画と一体のものと思っております。今後、どの時点でお示しをいただけるか。それとも前回、常任委員会で示されました資料でよしとするのか、その辺いかがですか。

◎品川幸久委員長

企画調整課長。

●中内企画調整課長

今回の中期基本計画につきましては、今おっしゃっていただきましたように、指標に係る部分と下位計画の部分を割愛する形の中で、議案のほう提出をさせていただいておると

ころでございます。

その指標と下位計画につきましては、一体のものであるというところの中で、内容につきましては、以前の委員会のほうでお示しをさせていただいた内容で決定をしまいたいと思っておりますが、最終的なものにつきましては、また製本物といいますか、のほうを作成する予定をしておりますので、整いましたら、また議員各位のほうにも御提供のほうさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。

それとこの中期基本計画の内容につきましては、もう既に常任委員会あるいは協議会のほうで審査がなされておるんですが、分野別計画におきましては、この行政でのあらゆる取組が掲げられておまして、今後4年間の取組、期待もさせてもらいたいなというふうに思うんです。

そこで総合計画には、この基本計画の方針を実現するための具体的事業を示します実施計画というものがあろうかと思うんですが、その実施計画の策定の状況と議会への提示の予定はあるのか。あるとすれば、いつ頃になるのか、その点をお示し願えないですか。

◎品川幸久委員長
企画調整課長。

●中内企画調整課長

中期基本計画に基づきます実施計画につきましては、条例におきましても、基本構想、基本計画、実施計画、この3層で総合計画を制定していくということの定めがございますので、今回の中期基本計画が本議会のほうで成立いただくことができましたら速やかに策定のほうしてまいりたいと思います。

また、実施計画につきましては、各年度の予算とも非常に関係性が深いものになってございますので、今後の体裁といいますか、につきましては最終の調整をしておるところでございますので、速やかに御提示のほうをしていけるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それともう1点、2月9日の総務政策委員会で、この中期基本計画の修正箇所の報告がございました。

その資料との比較になるんですが、3ページの「②超高齢社会への対応」のところなん

ですが、以前と比べますと、西暦表示が削除されておりまして、元号のみの記載となっております。

それから逆に「④ダイバーシティ社会の実現」、あるいは「⑥脱炭素社会の実現」におきましては、西暦表記であったものが、元号との併記というふうになっております。これらにつきましては、一貫性がないように思うのですが、なぜそのような表記に改めたのか、その点いかがですか。

◎品川幸久委員長
企画調整課長。

●中内企画調整課長

今回、議案としての中期基本計画を御提示させていただくに当たりまして、年の表示にかかりましては、原則として元号、令和のほうでの表記にまずは統一をさせていただいたところがございます。

しかしながら、このダイバーシティ、また脱炭素社会につきましては、国際的な協定でありますとか、そういったものの制定ということを表しておる、そういった文章になってございますので、様々なほかの露出の状況を見ますと、西暦で表記している部分がございますので、その見やすさという観点から、この部分についてのみ、西暦表記を足させていただいておる、そういった考え方で整理をさせていただいたものでございます。以上です。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

見にくくなってますよ。

公文書におきましては、基本的に元号を用いるというルールがあったかと思うんですが、その点いかがですか。

総務課さん、どうですか。

◎品川幸久委員長
総務課長。

●中世古総務課長

現在としましては、伊勢市では元号を用いている部分がございます。

先ほど企画調整課長が答弁させていただきましたように、今回はこの計画の整理の中で、この中期基本計画の中で、同じ答弁になってしまって申し訳ございませんが、世界的なものについて併記をして、その方向で統一性を図ったということで、今回はこの計画を提出させてもらったものです。以上です。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
分からない説明でございます。
前回、修正箇所を報告いただいた以降、またこれ修正かけてますよね。
違いますか。そうですね。
これ元号以外に修正したところないんでしょうね、前回の報告から。

◎品川幸久委員長
企画調整課長。

●中内企画調整課長
先ほどおっしゃっていただきました西暦、和暦の統一のように、表現的な部分での最終確認のほうはさせていただいた上で御提出をさせていただいておりますが、その内容、趣旨といたしますか、にかかるといいますか、修正については、前回、御提示をさせていただいたものと変更はいたしておりません。以上です。

◎品川幸久委員長
いいですか。
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長
御発言もないようですので、以上で議案第76号の審査を終わります。
続いて討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長
ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第76号 第3次伊勢市総合計画中期基本計画の策定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長
御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。
説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

◎品川幸久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

【自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する事項】 【デジタル活用推進の取組状況について】

◎品川幸久委員長

次に、継続調査案件の「自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する事項」を御審査願います。

「デジタル活用推進の取組状況について」当局から説明をお願いします。

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

それでは、「デジタル活用推進の取組状況について」御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

まず、1の「今年度の主なデジタル活用推進」につきましては、市民サービスのデジタル化、組織運営のデジタル化、地域課題を解決するデジタル化の3点をテーマとして取り組んでおります。

1点目の市民サービスのデジタル化と、2点目の組織運営のデジタル化につきましては、6月8日の総務政策委員協議会において御報告申し上げました「伊勢市行財政改革指針取組テーマレポート」、デジタル技術の活用の中に記載させていただいたとおりでございます。

本日は、3点目の地域課題を解決するデジタル化の取組状況について御説明申し上げます。

2の「スマートシティ伊勢推進協議会の取組状況について」でございます。

スマートシティ伊勢推進協議会は、2月9日の総務政策委員協議会で御報告いたしましたとおり、デジタル技術を活用し、地域課題を解決することを目的として、2月に設立したものでございます。

(1)の事業者アンケートにつきましては、今年度、まずはデジタル技術を活用して解決していく課題を整理するため、市内の事業者を対象にアンケートを実施しております。6月までアンケートを実施し、現在、集計・分析を行っているところでございます。

(2)の部会設置に向けた取組でございますが、8月にアンケート分析結果を公表し、市内外を問わず、IT事業者などから課題解決に向けた提案を募集し、各分野の部会設置に向けて調整してまいります。

なお、商工・観光部会につきましては、事業者から御提案をいただいております。具体的な検討を行うため、他の分野に先行し、7月の設置に向けて現在調整しているところでございます。

次に、3の「高齢者向けスマートフォン教室の開催について」でございます。

(1)の講義内容としましては、電話、カメラ、地図、LINEの使い方など、基本的な操作を中心とした内容を考えております。

(2)の参加定員としましては、まちづくり協議会などの団体が枠が50名程度、一般枠

が150名程度、合わせて約200名でございます。

(3) のスケジュールとしましては、7月下旬から団体枠の教室を開催し、一般枠につきましては、8月から募集を開始し、9月から教室を開催する予定でございます。

また、10月からはスマートフォン相談窓口を設置する予定で現在調整をしております。このスマートフォン教室はデジタル政策課の事業でございますが、そのほかにも、(4) その他に記載のとおり、社会教育課が公民館講座として8月に高校生による高齢者向けスマートフォン教室を開催いたします。

また、市の事業とは別に国及び県のスマートフォン教室事業にも市として応募しており、これらに採択された場合には、上記とは別事業として市内で追加開催いたします。

以上、「デジタル活用推進の取組状況について」御説明申し上げました。御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎品川幸久委員長

ただいまの説明に対して、御発言はありませんか。
西山委員。

○西山則夫委員

これまでの経過について御報告をいただきました。それなりに受け止めさせていただきたいと思っております。

それで少し視点を変えてお聞きしたいんですが、実はこのデジタル化活用推進っていうのは全庁的にやるということ聞いておるんですが、これはもう当然のことだと思うのですが、あとこの全庁的っていうことはちょっと誤解あると。あと教育委員会とか消防とか病院事業ですね、ここら辺で、このDXに対する取組を今後どのように進めていくかと。部門ごとに答えていただかなくてもいいんですが、そういう基本的な考え方だけ少し聞かせておいていただきたいと思います。

◎品川幸久委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

今回、御説明させていただいた内容は、官民連携のスマートシティ推進という部分が多くございますが、デジタル政策課としましては、自治体DX、行政DXにつきましては、全ての分野で各担当と連携をして取り組んでいくことと考えております。

例えば、市民サービスの向上であればオンライン申請、業務効率の効率化でありますとRPA等の推進、これらはそれぞれの担当と情報共有やデジタル政策課主体の研修にも参加していただいておりますので、各分野の担当と連携しながら、市全体としてデジタル化が進んでいくように連携して取り組んでまいります。以上でございます。

◎品川幸久委員長

西山委員。

○西山則夫委員

はい、ちょっと分かりにくかったですけれども、例えば教育委員会では、昨年からもうG I G Aスクール構想、I C T化の教育を進めていると、これも一つの一端だと思うんです。

私は例えば病院とか消防についても、やはり職員さんがこういったところのデジタル化を進めていくっていう議論がね、下から、ボトムアップで沸き起こってくるようなことが重要じゃないかなっていうふうに思っております。

まだ、どういったことをやるかっていうのは、私、少し勉強不足で分からないんですけれども、それぞれの病院でも消防でも教育委員会でも、こういったことをデジタル化に向けていくっていう話を、やっぱり蚊帳の外に置かんと、市全体としてこれはもう進めていくんだっていうことで、特にそういった分野も総合的に検討していただくようにしたらどうかというふうに思っておりますので、そこら辺、少し最終的にお答えをいただきたい。

◎品川幸久委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

説明が不足して申し訳ございませんでした。

各分野の担当者とも様々議論もしております、例えば伊勢病院ですと、実は伊勢市公式L I N Eのほうにも伊勢病院専用のチャットボット運用をさせていただいております。これは伊勢病院のほうでフローチャートを作成してもらい、デジタル政策でチャットボットを構築させていただきました。

また、消防さんともオンライン化手続のほうとも調整させていただいております。

教育分野とも、日々、教育研究所さんとは取組につきましては御相談をさせていただきながら進めておりますので、デジタル政策課としましては、各分野それぞれとの担当としっかり連携をしながら取り組んでいくということで進めさせていただいております。よろしく願いいたします。

◎品川幸久委員長

西山委員。

○西山則夫委員

そういうことを聞かせていただいて、それぞれの分野で事業運営を進められておることについて理解をさせていただきましたので、決して行政分野だけなしに、そういったところも含めて、蚊帳の外に置かんような取組をきちっと全体として取り組んでいただくことを期待したいと思います。以上です。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

1点だけ教えていただきたいんですが、10月からのスケジュールのスマートフォン相談窓口については、詳細もまだ今詰めているのかもしれませんが、大体イメージとして何か所、どこへとか、どんな形で常設で誰かがいるのか、それか日を決めて設けるのかとか、ちょっと教えていただけますか。

◎品川幸久委員長

デジタル政策課長。

●奥田デジタル政策課長

スマートフォンの相談窓口については現在調整中でございますが、現在の構想としましては、週1回の4時間程度で、10月から週1回でございますので、4か月、16日間程度を考えています。10月から1月までの16日間。決まった日に、事前予約を基本とするんですけども、空いていれば飛び込みの相談も可能というふうな形で設置をしたいと思っております。

相談できる内容としましては、スマートフォン講座と同じように、様々な内容に相談、対応できるようにと考えておりまして、現在調整中でございます。よろしく願いいたします。

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

他に御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて委員間の自由討議を行います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で「デジタル活用推進の取組状況について」を終わります。

「自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。

本件については引き続き調査を継続いたします。

以上で付託案件、継続調査案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【KDDIの通信障害に伴う影響について】

◎品川幸久委員長

以上で審査します案件は終わりましたので、ここで終わりたいわけではありますが、委員長のほうから1点お願いを申し上げたいんですが、この3日間、KDDIの音声通信が途絶えました。特に熱中症による救急の搬送が心配される中、命を守る消防に大きな影響があったのではないかと思います。まだ完全に回復していない中ではありますが、消防の報告を願いたいと思います。

消防長。

●中芝消防長

ただいま委員長のほうから御質問、御心配いただきまして誠にありがとうございます。

AU、KDDIの通信障害につきましては、既に報道でもなされていますとおり、7月2日の未明、1時過ぎだったと思うんですけども、障害が発生したということで報道のほうも流れております。

消防につきましても、同日、その情報をキャッチしまして、情報収集にまず努めるとともに、消防のできる範囲、可能な範囲の対応をさせてもらっておるところでございます。具体的には、ホームページ、それとツイッター、フェイスブック、そのようなところで市民への周知、情報提供を行いつつ、部内、内部におきましては、消防団の方々へのメールでの送信。当然ですけど、常備消防職員へもメールで送信。さらに現場の活動としましては、ふだんですと外に出て活動するところなんですけども、不必要な活動をせずに署所で待機することで、各所属に飛び込んでくるようなものにもすぐに対応できるような対策をすぐに取りらせていただいております。

市長部局さんのほうにも相談をかけながら、多大なる協力を得た結果、幸いではございますけれども、今のところ消防に苦情であるとか、支障があった旨の連絡が入っておりませんので御安心いただければと思います。

なお、この障害につきましては、まだ継続している模様ですので、当然ですけど完全に障害がなくなるまで注視しつつ、消防として、また市として、万全な体制に取り組みますので、どうか御理解賜りますようよろしくお願い致します。

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

はい、ありがとうございました。

これもちまして総務政策委員会を閉会をいたします。

閉会 午前10時58分

上記署名する。

令和4年7月4日

委員 長

委 員

委 員